

2-4. 農業分野における環境保全に対する取り組み

畜産の急速な発展と、国民の環境問題に対する高まり等を背景として畜産環境問題の解決が急務となり、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が成立し、平成11年11月に施行された。

道としては、平成16年11月から家畜ふん尿処理施設の管理基準が完全適用されることから各種事業を活用し、堆肥舎等の整備の促進に努めてきた。

今後は、簡易対応済み農家のうち、恒久的施設整備を希望する農家の要望に対し、予算確保に努めていく。また、家畜ふん尿の適正管理と適正散布について指導を強めていく。

釧路管内における家畜ふん尿処理施設の整備状況(平成17年3月末現在)

区 分	16.11.1現在		平成16年度までに対応した農家戸数			未対応農家 (D)
	総畜産農家 戸数	管理基準適 用農家戸数 (A)	(B)	うち簡易対応をした農家戸数 (C)		
				うち恒久的施設整 備を希望する農家 (a)		
戸数	1,313	1,230	1,230	294	138	0

注:管理基準適用農家～飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2000羽以上の畜産業を営む者



(参考) 家畜飼養頭数と農地面積 (単位: 頭、ha)

	家畜飼養頭数		農地面積	
	乳用牛	肉用牛		うち草地面積
釧路管内全体	130,000	38,600	92,300	89,400
調査基準日	平成16年2月1日		平成16年7月15日	

資料: 北海道農林水産統計年報